

九州大学大学院システム生命科学府規則

平成16年度九大規則第126号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年 3月28日
(令和4年度九大規則第65号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。)及び九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)により各学府規則において定めるように規定されている事項その他システム生命科学府(以下「本学府」という。)の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 システム生命科学は、分子生物学的研究に基づく詳細かつ膨大なゲノム情報の獲得により飛躍的に進展した生命科学の分野に、情報科学および工学分野の理論と技術を融合させる新規な総合生命科学と位置づけられる学問である。本学府では、生物学、情報科学、工学、医学、農学の諸分野を横断的に融合した学際的な教育研究を行うことで、社会の多様な要請に堪えうる独創性と柔軟性に富み、高度な能力と広い学識を備えた先端的研究者・教育者ならびに高度な専門職業人を養成する。

(システム生命科学国際コース)

第1条の3 本学府システム生命科学専攻の博士課程に、国際コース(英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。)として、システム生命科学国際コースを置く。

(入学審査)

第2条 入学を志願する者に対する審査は、学力検査及び口頭試問並びに出身の大学長(学部長又は研究科等の長)による成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

(転学、転学府)

第3条 転学、転学府を希望する者がある場合は、収容定員に余裕があるときに限り、システム生命科学府教授会(以下「本学府教授会」という。)の審査を経て、前条に準じた審査を行い、許可又は不許可を決定する。

2 前項により、転学、転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数については、本学府教授会において審査の上、その全部又は一部を認めることができる。

(編入学)

第3条の2 通則第17条の2の規定により本学府の第3年次に編入学を希望する者がある場合は、収容定員に余裕があるとき又は特に必要と認めるときに限り、本学府教授会の審査を経て、第2条に準じた審査を行い許可又は不許可を決定する。

2 前項により、編入学を許可された者の修業年限及び単位修得の方法等については、本学府教授会の議を経て、システム生命科学府長(以下「本学府長」という。)が定める。

(学期)

第4条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第5条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目、単位、履修方法及び試験)

第6条 本学府システム生命科学専攻(システム生命科学国際コースを除く。)の授業科目、単位及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

- 2 システム生命科学国際コースの授業科目、単位及び履修方法は、別表第2のとおりとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。
 - 4 単位計算の基準は、原則として、講義及び演習については15時間又は30時間をもって1単位、実験及び実習については30時間又は45時間をもって1単位とする。ただし、これによりがたい場合は、本学府教授会の議を経て、本学府長が定めるものとする。
- 第7条 学生は、毎学期の始めに、履修しようとする授業科目を指導教員の指示に従って選定し、その授業科目を担当する教員の承認を得て、本学府長に届け出なければならない。
- 2 本学府において、教育上有益と認めるときは、他の専攻、大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。
 - 3 前項の規定により履修した授業科目のうち課程修了の要件となる単位に充当することができる授業科目及び単位数は、本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。
- 第8条 履修した授業科目について、試験を受けようとする者は、当該授業科目の担当教員に申し出て、その許可を受けなければならない。
- 2 病気その他やむを得ない事由のため受験できなかった者に対しては、本学府教授会の議を経て、本学府長が必要と認める場合は、追試験を行うことがある。
(他の大学院における授業科目の履修等)
- 第9条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府が指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が15単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。
 - 3 本学府長は、本学府教授会の議を経て、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。
 - 4 第1項又は前項の規定により授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けようとする学生は、本学府長の許可を受けなければならない。
- 第10条 外国の大学の大学院（本学府教授会の議を経て、本学府長が承認した大学院に限る。）に留学した期間は、博士課程を通して、1年間を限度として課程修了の要件となる在学期間として取り扱うことができる。
- 2 前項の外国の大学の大学院において修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が15単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。
(長期にわたる教育課程の履修)
- 第10条の2 本学府の学生が、通則第26条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)
- 第10条の3 第9条第2項及び第10条第2項の規定により課程修了の要件となる単位として認定することができる単位数は、第3条及び第3条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を限度とする。
(修了要件)
- 第11条 本学府の博士課程の修了要件は、同課程に5年以上在学し、第6条に定める授業科目について42単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
(博士論文の提出)
- 第12条 博士論文は、本学府の博士課程に4年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けなければ提出することができない。ただし、優れた研究業績を上げた者は、在学期間が4年に満たなくても論文を提出することができる。

(修士の学位授与)

第13条 通則第32条第2項の規定により修士の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件の有無については、本学府教授会が審査を行う。

(教員免許状の取得)

第14条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとする者は、大学が独自に設定する科目において所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第15条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則(平成16年度九大規則第91号)第2条第2項に定めるところによる。

第16条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第17条 科目等履修生の履修した授業科目については、成績評価を行い、合格とされたものについて所定の単位を与える。

第18条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑則)

第19条 この規則その他規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要がある事項については、その都度本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年度九大規則第220号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年度九大規則第96号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、平成20年度に本学府に入学する者から適用し、平成20年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成20年度九大規則第94号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、平成21年度に本学府に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年度九大規則第97号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則(アジア保全生態学コースに係る規定を除く。)は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成22年度九大規則第28号)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成22年度九大規則第113号)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、平成23年度に本学府に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第130号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、平成24年度に本学府に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第111号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第66号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第141号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、平成26年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第167号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第71号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、平成28年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第47号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第133号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則別表第1の規定は、平成29年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第20号）

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則別表第2の規定は、平成29年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成29年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第112号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、平成31年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第12号）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、令和元年10月1日に本学府に入学する者から適用し、令和元年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第62号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、令和2年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第26号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第102号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、令和3年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第45号）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、令和3年10月1日に本学府に入学する者から適用し、令和3年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第103号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、令和4年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和4年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第16号）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、令和4年10月1日に本学府に入学する者から適用し、令和4年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第65号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院システム生命科学府規則は、令和5年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第1 授業科目、履修単位数及び履修方法

専攻	授 業 科 目	単 位
シ ス テ ム 生 命 科 学 専 攻	(必修基礎科目)	
	生命倫理学	1
	(基礎科目群)	
	生命情報科学Ⅰ	1
	生命情報科学Ⅱ	1
	生命工学Ⅰ	1
	生命工学Ⅱ	1
	生命医科学Ⅰ	1
	生命医科学Ⅱ	1
	生物科学Ⅰ	1
	生物科学Ⅱ	1
	生物科学Ⅲ	1
	(生命情報科学専門科目群)	
	生命情報電子計測特論	1
	生命情報統計学特論	1
	生命情報データ処理特論	1
	生命情報学習特論	1
	生命情報数理モデル特論	1
	生命機能制御情報特論	1
	認知神経科学特論	1
	脳情報科学特論Ⅰ	1
	脳情報科学特論Ⅱ	1
	光センシング特論	1
	(生命工学専門科目群)	
	細胞・組織工学特論	1
	細胞培養工学特論	1
	医用化学基礎	1
	医用化学特論Ⅰ	1
	医用化学特論Ⅱ	1
	細胞バイオメカニクス特論	1
	先端医療デバイス特論	1
	抗加齢食品工学特論	1
	(生命医科学専門科目群)	
生命医科学特論Ⅰ	1	
生命医科学特論Ⅱ	1	
生命医科学特論Ⅲ	1	
生命医科学特論Ⅳ	1	

(生物科学専門科目群)	
生物科学特論Ⅰ	1
生物科学特論Ⅱ	1
生物科学特論Ⅲ	1
生物科学特論Ⅳ	1
統合生物科学特論Ⅰ	1
統合生物科学特論Ⅱ	1
(特別講義専門科目群)	
特許取得・バイオベンチャー立ち上げ論	2
生命情報科学特別講義	1
生命工学特別講義	1
生命医科学特別講義	1
生物科学特別講義Ⅰ	1
生物科学特別講義Ⅱ	1
生物科学特別講義Ⅲ	1
生物科学特別講義Ⅳ	1
生物科学特別講義Ⅴ	1
生物科学特別講義Ⅵ	1
生物科学特別講義Ⅶ	1
生物科学特別講義Ⅷ	1
生物科学特別講義Ⅸ	1
生物科学特別講義Ⅹ	1
(特別演習)	
システム生命科学特別演習Ⅰ	4
システム生命科学特別演習Ⅱ	4
(特別研究)	
システム生命科学特別研究	6
学際開拓創成セミナーⅠ	2
学際開拓創成セミナーⅡ	2
(領域講究)	
システム生命科学領域講究	4
博士論文指導演習	6
履修方法	
1 必修基礎科目	1単位
2 基礎科目群から	4単位
3 専門科目群から	6単位
4 基礎科目群及び専門科目群から	3単位以上
ただし、2及び3で修得した授業科目は除く	

5	特別演習 I	4 単位
6	特別演習 II	4 単位
7	特別研究	6 単位
8	学際開拓創成セミナー I	2 単位
9	学際開拓創成セミナー II	2 単位
10	領域講究	4 単位
11	博士論文指導演習	6 単位
		合計 42 単位以上

別表第2 (システム生命科学国際コース)

区 分	授 業 科 目	単 位
基礎科目 (必修)	Bioethics	1
基礎科目 (選択)	Basic Bioinformatics I	1
	Basic Bioinformatics II	1
	Basic Life Engineering I	1
	Basic Life Engineering II	1
	Medical Life Sciences I	1
	Medical Life Sciences II	1
	Basic Biology I	1
	Basic Biology II	1
	Basic Biology III	1
専門科目 (選択)	Bioinformatics, Advanced Course I	1
	Bioinformatics, Advanced Course II	1
	Bioinformatics, Advanced Course III	1
	Bioinformatics, Advanced Course IV	1
	Bioinformatics, Advanced Course V	1
	Bioinformatics, Advanced Course VI	1
	Bioinformatics, Advanced Course VII	1
	Bioinformatics, Advanced Course IX	1
	Bioinformatics, Advanced Course X	1
	Bioinformatics, Advanced Course XI	1
	Life Engineering, Advanced Course I	1
	Life Engineering, Advanced Course II	1

Life Engineering, Advanced Course III	1
Life Engineering, Advanced Course IV	1
Life Engineering, Advanced Course V	1
Life Engineering, Advanced Course VII	1
Life Engineering, Advanced Course VIII	1
Life Engineering, Advanced Course IX	1
Topics in medical life sciences I	1
Topics in medical life sciences II	1
Topics in medical life sciences III	1
Topics in medical life sciences IV	1
Biology, Advanced Course I	1
Biology, Advanced Course II	1
Biology, Advanced Course III	1
Biology, Advanced Course IV	1
Integrative Biology, Advanced Course I	1
Integrative Biology, Advanced Course II	1
Patent and Venture Company for Life Sciences and Biomedical Engineering	2
Bioinformatics Special Lecture	1
Life Engineering Special Lecture	1
Medical Life Sciences Special Lecture	1
Special Lecture of Biology I	1
Special Lecture of Biology II	1
Special Lecture of Biology III	1

	Special Lecture of Biology IV	1
	Special Lecture of Biology V	1
	Special Lecture of Biology VI	1
	Special Lecture of Biology VII	1
	Special Lecture of Biology VIII	1
	Special Lecture of Biology IX	1
	Special Lecture of Biology X	1
特別演習 I (必修)	Technical Reading and Writing of Systems Life Sciences I	4
特別演習 II (必修)	Technical Reading and Writing of Systems Life Sciences II	4
特別研究 (必修)	Special Study of Systems Life Sciences	6
学際開拓創成 セミナー I (必修)	Advanced Seminar in Systems Life Sciences I	2
学際開拓創成 セミナー II (必修)	Advanced Seminar in Systems Life Sciences II	2
領域講究 (必修)	Seminar of Systems Life Sciences	4
博士論文指導 演習 (必修)	Doctoral Dissertation Seminar	6
履修方法		
1	必修基礎科目	1 単位
2	基礎科目から	4 単位
3	専門科目から	6 単位
4	基礎科目及び専門科目から	3 単位以上
	ただし、2 及び 3 で修得した授業科目は除く	
5	特別演習 I	4 単位
6	特別演習 II	4 単位
7	特別研究	6 単位
8	学際開拓創成セミナー I	2 単位
9	学際開拓創成セミナー II	2 単位

1 0	領域講究	4 単位
1 1	博士論文指導演習	6 単位
		合計 4 2 単位以上